

総合口座

平成30年4月2日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 総合口座
2. 販売対象	・ 未成年者を除く個人、個人事業主

本商品は、「普通預金」「定期預金」の複合商品となっております。
詳しい内容につきましては、普通預金概要説明ならびにお預け入れの定期預金概要説明をご参照ください。

■自動借入れについて

3. しくみ	・ 普通預金の残高が不足した場合、不足額について定期預金を担保に自動借入れができます。 普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
4. 担保の種類	・ 定期預金 スーパー定期 [単利型]、スーパー定期 [複利型]、大口定期、 期日指定定期預金、変動金利定期預金 [単利型]、変動金利定期預金 [複利型]
5. 自動借入限度額	・ 担保定期預金合計額の90%…最高500万円
6. お借入利率	・ 担保定期預金の約定利率+0.5% ・ お利息は、年2回(3月、9月)当金庫所定の日普通預金口座から引き落とされます。
7. 手数料	—————
8. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0120-31-3534)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出いただくことも可能です。 ・ 上記により問題を解決できない場合(紛争)は、①東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、②第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、③第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、④新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)、⑤長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。